

子育て支援員研修制度に関する検討会
専門研修ワーキングチーム（社会的養護）
第2回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

子育て支援員研修制度に関する検討会
第2回専門研修ワーキングチーム（社会的養護）
議事次第

日時：平成26年10月27日（月）10:00～11:59

場所：経済産業省別館3階302号各省庁共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）子育て支援員専門研修（社会的養護）修了者の活用について
- （2）子育て支援員専門研修（社会的養護）の具体的な内容（科目等）の検討
- （3）子育て支援員専門研修（社会的養護）ガイドライン（案）について
- （4）その他

3. 閉 会

○新保座長 定刻になりましたので、ただいまから、第2回「子育て支援員研修制度に関する検討会専門研修ワーキングチーム」を開催いたします。

構成員の皆様方には、本当に大変お忙しいところ、御参集いただき、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局より資料の確認と構成員の出席に関する報告をさせていただきたいと思っております。

お願いします。

○鈴木専門官 それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

最初に議事次第がございます。それから、この議事次第にあります会の名称でございますが、第3回子育て支援員研修制度に関する検討会、親会議で、名称に関する公募は行わないということで、この名称に確定しております。よって、「(仮称)」は、以降省かせていただいております。

それから、資料ですが、資料1、社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ(案)これが1枚。

資料2 第1回専門研修ワーキングチーム(社会的養護)での主な意見と論点等。

資料3 子育て支援員専門研修(社会的養護)修了者の活用(案)ということでこれが1枚でございます。

資料4 子育て支援員専門研修(社会的養護)の科目内容等(素案)および見直し。

資料5 子育て支援員専門研修(社会的養護)都道府県認定研修ガイドライン(素案)の概要、これがホッチキスどめでございます。

それから、クリップどめになっておりますが、参考資料といたしまして、第3回の親会議の資料一式と参考資料2といたしまして、第4回の親会議の資料一式、それから参考資料3といたしまして、子育て支援員研修制度、このワーキングチームの第1回のワーキングチームでお配りしました資料の一部を抜粋しております。

これらは、科目等、今後の御議論の参考にさせていただくためにつけております。

以上、お手元でございますでしょうか。

次に、構成員の出席状況でございますが、本日は湯沢構成員、山本構成員が所用により御欠席となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○新保座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入っていきたいと思っております。

本日は、まず、議事の(1)として、子育て支援員専門研修(社会的養護)分野の修了者の活用について、御議論いただきたいと思っております。

2点目として、子育て支援員専門研修の具体的な内容・科目等についての御検討をお願いしたいと思います。

3つ目として、議事次第の(3)にありますガイドライン案について、御検討いただきたいと考えております。

まず、初めに、社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ、それについて、前回の御意見を踏まえた論点、それから議題1の研修修了者の活用までについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○鈴木専門官 それでは、説明させていただきます。

ちょっと日が空いておりますのと、検討いただく内容が多いので、まとめて資料1～3を御説明させていただきたいと思います。

まず、資料1をごらんください。

こちらは、前回、10月6日に予定しておりました資料を事前配付させていただいておりました、それ以降、延期になりました間にいただきました御指摘の点を踏まえて、作り直したものでございますので、前回の事前配布分を踏まえた新しい資料になっております。

事前にお配りしておりました資料では、この右側の図が後ろのページにあったと思うのですが、それをまとめまして、わかりやすくと思ひまして、変更しております。

このイメージ図の目的は、子育て支援員専門研修の位置づけですとか、役割というものを御理解していただきやすくするためにつくったものでございます。

まず【小規模化あるいは家庭的養護の促進】というものが社会的養護における課題と将来像に掲げられておりました、その中での課題として、専門性を持つ人材の育成が喫緊の課題であるということがございます。

その中で、社会的養護の質及び量を確保するために、その担い手となる人材を確保し、専門性の向上を図るため、計画的に育成する体制の整備が必要とあります。

これを踏まえまして、この子育て支援員専門研修、社会的養護につきましては、その職員につながる社会的養護の入口と位置づけさせていただいております。

下の段の図でございませうけれども、左半分の部分は、社会的養護の課題と将来像にあります内容を書いたものです。

それを踏まえて子育て支援員研修というのが、保育や子育て支援に関心を持って、子育て支援分野の各種事業に従事することを希望する者等の参画を促進するということにより、子ども・子育て及び社会的養護に関する基本的理解を持つ人材層を拡充するという目的でこの研修全体をまとめております。

その中で、子育て支援員基本研修、各コースがございませう。各専門研修のコースのどこに進みたいのかということをおの受講者の方々に考えていただくような基本研修という位置づけで検討会において議論されておりました。そこから、社会的養護を選択していただいた、またはもともと社会的養護に御関心を持ってこちらで学んでいただいた方々は、補助的職員として働く、あるいはこれから御議論をいただきますような新しい活用方策を施設や自治体等に御提案をしながら、新しい人材として活用いただくことを想定しており、それらを社会的養護の入口として位置づけております。その御経験を踏まえて、後半、第4回のワーキングチームでの検討を予定しておりますけれども、キャリアアップの具体的道筋を明確にし、希望する方が職員になっていただけるような仕組みを検討することで、こ

の専門研修により社会的養護における支援人材の層を厚くするというところで考えております。

これまで御議論のあった内容を踏まえまして、子育て支援員専門研修の社会的養護のコースがどのような制度かということイメージできるように表現しております。

資料1につきまして、御説明は以上です。

次に、資料2に参ります。資料2につきましては、ページ数で行きますと、6ページございますけれども、5ページまでが前回の御発言の内容をまとめて記載させていただいております。

それから、6ページにつきましては、それ以降に期日を設けまして御意見をいただきたいをお願いしておりました中でいただいた御意見でございます。

分けて記載しております。

最初から少し見ていきますけれども【修了者の業務等について】で、子育て支援員研修（社会的養護）コースの修了者は、補助的職員とされているが、それは人員配置基準の外枠か。「補助」とはどういう意味か。無報酬かということをお質問いただいております。

「論点・方向性等」でございますけれども、運営基準で規定される人員配置基準外であって、専門性を有する職員のもとで養育補助に携わる者を想定しております。

例えば、予算的措置として小規模グループケア加算として、1.5人分加算されるところの0.5人分ですとか、また、ファミリーホームにつきましては、養育者と養育補助者が措置費に計上されておりますけれども、そのうちの養育補助者などが当たると思います。

また、新たに創設されます本研修制度の研修修了者は、社会的養護分野に新たに配置される特定の職種ということで位置づけられているわけではございませんので、社会的養護の補助的な支援者として、必要な知識や技術を習得するための研修を修了したものとして、今後、活用方策などを御検討いただければと考えてはどうかということで書かせていただいております。

2ページですけれども、ワーキングチーム当日、【活用方策について】ということで、構成員の皆様からいただきました御意見でございます。

地域小規模ということで難しい子どもを支援するという点につきましては、個別のかわりができるというメリットと、反面、小規模の中で職員の方も疲弊し、退職しているということもあるということで、例えば、補助的職員と言いつつも、ベテランの保育士さん、経験がある方になっていただいでサポートしているという位置づけの補助的職員の方もいらっしゃる、そういう意味では慎重に議論すべきではないかという御意見。

それから、社会的養護における養育では「家事」を治療と位置づけているので、補助的業務として事務局がが家事の補助ということを提示させていただいたのですけれども、家事も含めて専門的な職員が行っているため、その活用方策について、少し掘り下げて検討すべきというような御意見ですね。

それから、一方、里親やファミリーホームにつきましては、現状としてはボランティア

などの支援者を受け入れながら運営しているので、研修受講者であれば、特にボランティアに研修の要件などございませんので、こういう研修を活用して受講者がボランティアに来てくれれば心強いという御意見。

それから同様、里親のガイドラインにおいても、里親については、支援者の受け入れなどにより、開かれた養育を推奨されているので、本研修修了者のような社会的養護に関する基礎的な知識を持った、理解がある方であれば、里親はこれまで以上にサポートを期待できるという御意見がありました。

それから、一番下ですけれども、過去に社会的養護の領域で働いた方々も、子育てなどの理由で退職されている方がいらっしゃる、その方々が復帰するに当たって、最近の社会的養護の動向ですとか、理解をされることで、職員として戻りやすくなるのではないかと御意見がございました。

そのような御意見を踏まえて、論点の方向性としては、補助的職員の有するもともと持っておられる過去の経験ですとか、技術によっては、原則は補助的職員と考えておりますけれども、幅広に考えることが可能でありまして、活用方策など、検討できるのではないかと御意見がございました。それから、このワーキングチームでそのような御意見をいただきながら、自治体に提示するときに活用モデルなど、具体的に示しながら、どのように活用できるかということを示してはどうかということでも論点を考えております。

それから、3ページに移りまして、先ほど、イメージ図のほうにも少し載せましたけれども【キャリアアップについて】について御意見をいただいております。本研修受講者が里親や施設職員になっていくための足がかりとなる、基本的な専門性を身につけるために有効ではないかと御意見がございました。キャリアアップにつながる仕組みについても、具体的に検討してはどうかと考えております。

それから【補助的職員が子どもに与える影響について】、御意見がございました。

補助的職員といえども、その存在が、特定の大人との関係を重視する小規模化において目指している方向性と相容れるのか。

それから、職員実習生や補助的職員が施設の中に入ってくることに、愛着形成などの職員との一体性の関係にどう影響するのか。

それから、里親・ファミリーホームの養育については、もともと支援者の方が入ってこられる開かれた養育を目指す中では、ある程度専門性がある方が入っていらっしゃるほうが役立つということで、懸念される課題はあるとはいえ、それを踏まえながら向上していくということが必要というような御意見がございました。

「論点・方向性等」としましては、愛着形成の対象となる大人というのは、専門職な職員を考えておりますが、その中心となる愛着形成の大人以外に、親戚や近隣の住民のように、身近な支援者というイメージで活用できるのではないかと考えております。家庭的養護における養育者と養育補助者の役割等については、もう少し専門的な見地から研究をするということでも考えてはどうかと考えます。

ソーシャル・ネットワーク理論においては、子どもは母親を含む多様な人物からなるネットワークの中で、複数の養育関係を同時に形成しながら育つという考えがあるということをご参考にしていただければと思います。

4ページでございますけれども、こちらは【子育て支援員の権利等について】ということで、子育て支援員自身の権利擁護や苦情処理の申し立てがどのようにできるのかという御発言でございました。

研修を修了した者というのは、その先々で活用方法によりましては、採用された職場に規定されたものがございますので、その手続によるものと考えております。

それから【研修の実施について】ですが、本研修の実施主体となる自治体を実施しない場合は実施されないという、自治体によっては、子育て支援員研修の社会的養護のコースがないということになってしまうのか、また、何か事業がありまして、その事業の中にこの研修受講が必須となっているわけではないということで、人材を開拓すること重要なだけでなく、その研修をどうやって進めていくかというのは自治体として検討が必要ということで、広く社会的養護の人材の発掘につながることを期待しているという御意見でございました。

「論点・方向性等」としましては、研修を実施するかどうかというのはやはり自治体が決めるという設定になっておりますけれども、できるだけ自治体に実施していただきやすくなるような活用方策のモデル提示などを具体的に検討してはどうかと考えております。

5ページ目ですけれども【科目等について】具体的に御意見をいただいております。こちらについては、科目案の素案のほうに盛り込ませていただいておりますので、少し省略させていただきます。

ただ、下の2段です。

グループケアの特性について強調してほしい。小規模養育論的なものを強調した内容にしてはどうか。

それから、ガイドラインを作成するというので考えているので、子どもの性的問題が多発していることへの対応ですとか、自立に向けて行われているライフストーリーワークや子どもにとっての自立など、ガイドラインを作成するに当たって、そういう現場が必要としているものを作成していただきたいという御意見でございました。

内容が専門的ですので、「論点・方向性等」としましては、専門性を有する職員に対する研修内容として改めて研究してはどうかと考えております。

最後のページですけれども、最後にいただいた御意見としましては【子育て支援員研修の意義について】、本体の基本研修のほうでも社会的養護のカリキュラムがありますけれども、そのように社会的養護の理解が広がることで、子育てに悩む親が支援を求めやすくなるのではないかと御意見でございます。

基本的研修においても、そのように位置づけられておりますので、専門研修における社会的養護についてと、内容について精査する必要があるのではないかと考えております。

それから【科目等について】ですけれども、研修科目に「記録作成」を取り入れてはどうかということで、科目案のほうに盛り込ませていただいております。

それから【実施方法について】ですが、科目を細分化して、例えば単位制のようにしてはどうかと。そうすることで、例えば専門的職員の中でも、同じ福祉の専門でも、子どもの分野にかかったことのない方ですとか、改めて学びたいという方についても利用できるのではないかと。研修受講状況をポイント化して、最低受講数を定めるといったような仕組みを検討している自治体もあるという御意見をいただきました。

これもできるだけ自治体の実施しやすいように、活用方策のモデル提示などによって、具体的に検討したいと考えております。

この資料2について御説明は以上でございます。

資料3でございますけれども、こちらは補助的職員、当初、活用方策ですとか、専門性を有する職員との違いを明確にするため、例示として小規模化をしたグループケアの補助的な役割の職員ですとか、ファミリーホームの補助的職員について、限定的に書いておりましたけれども、もう少し活用できる方策の幅を広げた検討がありましたので、養育補助と位置づけまして、一般補助と養育補助という分け方に直しております。

それから、要件としては、現在、この研修を必須としているものはございませんので、要件はなしでございます。

それから、文言として御指摘がありましたので、保育補助となっておりますところは、社会的養護の中では、保育ということではなく、養育ということですか、指導という言葉よりも支援が適切ではないかということで御意見をいただきましたので、そこを直しました。

それから、施設外での業務を増やしております。施設内では、専門的な職員が主に対応しているので、施設外で活用できる幅が広がるのではないかという御意見をこちらに書き込んでおります。

資料3までの御説明は以上でございます。

○新保座長 資料1から資料3まで御説明いただきました。

次に、親会の子育て支援員研修制度に関する検討会の状況について、9月29日に第3回、10月17日に第4回がそれぞれ開催されておりますので、その内容について、簡単に説明をお願いいたします。

○鈴木専門官 参考資料1、2がその検討会の第3回の親会の会議の資料と第4回の親会の資料となっております。

かいつまんで御説明しますけれども、第3回のほうでは、先ほど申しあげました名称が確定しますということですか、それから科目に関する御議論がございました。趣旨としましては、この補助的職員の各コースの基本となる研修を受講時間をしっかりとって、十分に身につけていただく必要があるのではないかという御意見と、それから各専門コースがあとに控えているですとか、一般の専門性を持たない方にできるだけ間口広く入ってい

ただくためには、時間を余りたくさんとするのではなく、主要な核となる科目に絞り込んで研修をするべきではないかという御議論が続いておりまして、引き続きの検討課題となりました。

第4回になりまして、その中で、やはりいろいろな地域にございまして、基本研修としても、小さい自治体で基本研修から専門研修まで全てをとというのは難しいのではないかと、主として基本研修も都道府県レベルで実施するというような想定がなされました。そう考えますと、何回も研修のために家を空けたり、時間をとってというのがなかなか一般の方は難しいかもしれない。研修時間が長いと参加しにくくなるかもしれないと。そこで、まず、基本研修は、幅広く、関心をお持ちの方にまず受けていただくような研修とし、その基本研修の中で、各コース、どういうコースが自分は受けたいのかということを決めていただくような時間になったらいいのではないかと、御意見が主となりまして、科目数はどちらかという絞り込む方向で検討が進んでおります。

それで、参考資料2の括りを6枚ほどめくっていただきますと、基本研修の科目と内容（素案）－見直しの⑥⑦というものがございまして、

この基本研修の科目と内容（素案）－見直しの⑥の真ん中のC案、各構成員の方々から御意見があつて、科目についての御意見とそれから時間数に関する御意見があつたのですが、その中のC案、全部の科目を60分1単位とするという考え方にすることと、それから8番の「緊急時の対応」という科目につきましては、専門コースで各対象となる年齢によって、その緊急時の対応というものは違うので、各専門コースでしっかり学んでいただくほうがよいのではないかと、御意見が主となりまして、各60分、7時間という研修時間でございまして、

ただ、先ほど言いましたように、この基本研修の間にどんなコースに進みたいかあるいは基本研修を受けている間に、どうも子育ての分野には向いていないよ、というよ、自分の研修体験を振り返っていただくよ、グループワークもしくは振り返りレポートというよ、ものが必要ではないか、という御意見がありまして、時間数の関係から、最後の振り返りに関する1時間60分につきましては、その場でグループワークのような形で実施してもよいし、レポート提出という形で、時間をとらずに課題として設定することも可能ではないか、というよ、御意見でございまして、

それを踏まえた形で、専門研修のほうの科目内容を検討するということになっております。

以上でございまして、

○新保座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から全体のイメージと論点、それから論点の内容の活用についての説明がありましたが、皆様方から何か御質問だとか、御意見などいただければと思います。

今、ちょうど見ていらっしゃる基本研修の科目と内容については、C案をベースにしたというものが親会のほうの考え方で、C案の7時間にプラス1時間して、その1時間で将

来、将来どういうルートに進んでいきたいのか、どう進んでいきたいのかということなどを含めて、7時間の内容の振り返りのグループワークを行うということをまず基本とすると。

基本とした上で、遠方などから来られている方が多い会場などを中心として、そのグループワークのかわりにレポート提出という形で置きかえることができるという形で、合計8時間ということを考えています。

これでやるということになれば、通常、多分、2日間に分けてやることになるだろうと思われま。1日4時間を2日間という形で行うのではないかということです。

それから、緊急時の対応などを含む分野については、それぞれの基本研修のこの後、例えば我がほうで言うならば、社会的養護に関する専門研修のほうで主として扱っていただけないかということが今のところの親会の判断です。

今のところと、私、申し上げましたが、大枠はもう既に決まったと、これから先、細かい修正はあるかもしれませんが、その7時間プラス1時間ということのをベースにして、我がほうの専門研修を上乘せしていくという基本的な考え方が示されたとお考えいただいてよろしいかと思ひます。

それ以外のことも含めて、全体、今までの御説明いただいたところについて、御質問、御意見等ございましたら、ぜひ積極的にお願いします。ここはよくわからなかったというところからスタートして結構かと思ひます。

いかがでしょうか。

お願いします。

○薬師寺構成員 済みません。確認と今後の議論になるかと思うのですが、資料1の社会的養護における子育て支援員研修制度のイメージ(案)のところなのですが、右側の緑のキャリアアップの具体的道筋、今後、議論になるかと思うのですが、この中で、子育て支援員専門研修、社会的養護は、社会的養護への入口になるということなのですが、この上の緑の線ですね。子育て支援員専門研修を受講された方が即新人職員、児童指導員や保育士、新規里親は可能かもしれないのですが、ちょっとそういったところでもしかしたら、この図が社会的養護の専門研修を受ければ、すぐ施設での職員として雇用されるのではないかと、補助的職員としては雇用されるかもしれないのですが、誤解を生むかもしれない。この間には、ちょっと細かく具体的に言いますと、保育士があるし、児童指導員があるし、新規里親になるためにはまた研修もあるしというところで、その書きぶりといいますか、今後議論になるかと思うのですが、ちょっとその考え方を教えていただけたらと思ひます。

○新保座長 そうすると、基本的には、ここと緑の線のところに少なくとももう一段階何か必要ではないかという御提案も含んでいると考えてよろしいでしょうか。

○薬師寺構成員 はいそうです。

○新保座長 事務局、いかがですか。

○鈴木専門官 御指摘の点、そのとおりだと思います。やはり、すぐ職員になれるかのようにとられるのは誤解でございますので、そこについては少し工夫したいと思います。できるだけキャリアアップにつなげ、社会的養護の入口として携わっていただいた方が人材不足解消につながる必要がありますので、施設におきましても、それから里親、ファミリーホームの人材につきましても、人材不足が課題とは感じておりますので、子育て支援員がキャリアアップを希望されて、職員になっていただけるような何か具体的な道筋をつくりたいと思っているのですけれども、それを踏まえた科目等の御議論をいただければと思います。

○新保座長 もしよかったらどうぞ。

○芹澤構成員 先ほど、ちょっと開会前に専門官にお伺いしたのですけれども、子育て支援員の研修が何歳から受けられるのかとか、学生が受けられるのかと、もし可能であれば、例えば学生が受けて、さらにその施設等で実習あるいはアルバイトとか、ボランティア、いろいろなものを通して、卒業とともに就職に向けて場合によっては保育士なり、社会福祉士なりの資格を取得していくというような、ここで言うキャリアアップ、その中のそういう位置づけという形でできれば非常にありがたいなと。別途意見でも出させていただいているのですが、社会福祉士で勉強してくる子は施設でもだんだんふえてきているのですけれども、やはり、今度子どもとか子育ての勉強というのは、本当に不足している。福祉士でソーシャルワーク全体の勉強をしてきますので、そういうものを補う意味でも、この子育て支援員の研修を受けて、さらに保育士、社会福祉士という形でキャリアアップしていってくれるとありがたいのかなと現場としては思うところです。

○新保座長 ありがとうございます。

小木曾構成員、いかがですか。

○小木曾構成員 今の御意見というか、大体大学4年生ぐらいになってきますと、ほぼ就職が決まってしまうていまして、実はちょっと、我々の施設協議会のほうで私塾的なものを始めているのです。2年生、3年生に児童養護のこと、社会的養護のことを理解してもらおうということで、1カ月に一遍、半期とりあえずやってみようということで、こういう実際の支援員という形ではないのですけれども、そこはうまくリンクして、あとは財源的などいいますか、予算的なものはない形で、今、始めていますので、ちょっと、今、その辺をどうつなげられるかなという、だから、今、おっしゃったように、既卒でというイメージよりは、やはり学生の早い段階で支援員になるかどうかわからないのですけれども、そういう教育を大学とは違う形で現場のほうからも提供できるようないろいろな現状の話とか、それから将来的にやはりそういう児童養護とか、母子とか、そういうところの仕事にぜひ目指してもらいたいというような内容をどう盛り込めるかなというちょっと、今、イメージしながら聞いておりました。

○新保座長 ほかに、もしよかったらどうぞ。

○佐野構成員 例えば、就職が決まらない学生が希望する就職先に再チャレンジするまでの間、施設の補助職員になって実務経験を積む機会になるといいと思います。

○新保座長 ほかにこの件について何かありますか。

もしよかったらどうぞ。

○坂本構成員 結論として今の、いろいろな教育課程に、専門学校も含めて、その中に社会的養護が入っていないと。十分入っていないと、そこをこれは補えないかという話としてあるわけですかね。

○新保座長 と同時にこの制度をより活用しませんかということですね。

○坂本構成員 そうですね。それと、施設とか、里親さんとかの間には段差があると思うのですけれども、その間をちょっとずつでもこの研修でつなぐというような御意見なのですかね。

○新保座長 だと思います。

ただ、それはもう少しあれば、もう一度お話いただいてもいいですか。

○坂本構成員 ええそうですね。

私もその不足は実感しているので。

○新保座長 では共通の認識になりますね。

○芹澤構成員 私もきちんと私の中で考えを固めたというわけではないので、皆さんの御意見をお聞きしたいと思って提案させていただいたのですが、まだ日本ではインターンシップとか、そういうものが十分整備されていないというもので、実習制度というものがあるのですけれども、保育士の実習にしても、社会福祉士の実習にしてもそうですし、また、そのほかそれを受けようとする人とかも含めて、もっと広い意味で子育て支援員というものがまず前段階でこの緩やかな形であって、それで、アルバイト、ボランティアとかいろいろなものを通した中で、やはり自分が福祉士を目指したいというものをしっかり意識づけをしてキャリアアップしていくというような形につながればなど。例えば、福祉士でしたら、国家資格、国家試験が通らない子だっているわけですよね。そうしたら、大学は受験資格だけの資格となってしまいますので、やはりこういう子育て支援員の資格を取って、プラスアルファで社会福祉士を目指すという形のイメージとか、何か社会的養護で言えば、この社会福祉士なり、保育士を目指す中でも、社会的養護の施設に勤めたいという学生に関しては、特にこういうものをしっかり学んでいけたらというワンステップになれば私たち現場としてはありがたいかなというイメージです。

○新保座長 例えば、4年制の大学でしたら、何年生ぐらいで受けるイメージですか。

○芹澤構成員 そうですね。私もちょっと具体的にあれですが、やはりできたら2回生、3回生ぐらいで、ただ、年齢的な要件とかもあると思いますので、それが18から受けられるような形になるのか、二十歳からになるのか、そのあたりによって若干変わってくるのかなという感じは持つのです。

○新保座長 小木曾構成員は何年生ぐらいがその研修の学びに参加されているのですか。

○小木曾構成員 前回、ちょっとお話ししたと思うのですけれども、これは私が大学の養成を見ていて、今、お話のあった実習というものを受けていて、やはり3年生で例えば社

会福祉士1カ月とか、保育士の実施も受けているのですけれども、どうも資格に特化しているような気がしていて、資格をとるために実習をしているというような学生がかなり、今、ふえてきていて、現場に入るための実習というよりは、今、お話があった社会福祉士に合格するための1つの手段としてというのがあるので、ある意味でこういうものを受けながら資格とは違う形でやはり社会的養護にふれていただくということに関しては、やはり4年制で言えばおっしゃるように2年生、3年生。短大とか専門学校の学生に関しても、かかなものかと言うと、二十歳前の学生を特に結局1年生の段階となってしまいますので、果たしてそれが可能なかどうか、そこまでの範囲を広げて考えるのかどうか、ちょっとそこら辺のところが必要かなと思います。

○新保座長 そうですね。

そうすると、この研修を何歳から受けることができるかというのが1つテーマになってきますね。

ありがとうございます。

もし何かあったらお願いします。

○坂本構成員 非常に突拍子もない話をするのですけれども「社会的養護の入口」と書いてあるところがとても印象的で、この分野は本当に知られていないわけですね。

この上のほうの施設には、嘱託医がおられると思うのですけれども、私が知っている範囲なのでも、医者はこの分野の教育はないことが多いので、社会的養護というのはそもそも何ぞやということは余りわからないままに嘱託医がおられるのではないかと印象があります。私は社会的養護の世界での嘱託医問題というのは、自分が医療者としてかかわってみて、もっともっと重要な問題ではないかと思うのです。

同じ福祉の中でも、保育園は勉強会があったり、学会的なものがあったり、夏に同じ嘱託であっても学校医などは特に伝統的に学会がありますが、社会的養護に係わる医療の方のそういう視点というのはほとんどありません。でも全国にはたくさん嘱託医がおられるわけですので、こういう研修を受けていただくといいのではないかなと思いついたところなんです。

○新保座長 そうすると、医療職の方、お医者さんとか看護師なども含めて、御希望していただければ。

○坂本構成員 そうですね。そういう方も受けられるといいのではないかな。看護婦さんとか施設で医療職として働かれる方は教育を受けておられるかもわかりませんが、少なくとも嘱託医は施設で特別教育するようなことにはなかなかかなりにくいので、こういうものを利用するのもありかなと思いました。

○新保座長 そうですよ。なかなか御自身の力であちこちの研修を受けに行こうと御自身も思わないかもしれないし、周りも受けてくださいと言にくい土壌はあるかもしれませんね。

○坂本構成員 嘱託医は、近くの施設の方から頼まれれば、忙しい中にも引き受けておら

れるというような状況なので、こういうものがあればそれをお勧めしながらというのもありかなと思いました。

○新保座長 いいなと思いますね。確かにそうですね。ありがとうございます。

とっぴな意見でも結構ですので、どうぞ。どんどんやりましょう。

○薬師寺構成員 里親さんを開拓するとき、やはり乳児を専門とした里親さん、乳児院で専門的なケアを受けることが必要な乳児もいますし、里親さんのほうで愛着形成ということ重視して見ていただく必要がある乳児もいますし、そういったときに、やはり乳児専門といいますか、乳児さんを恐れず受けていただけるような里親さんを開拓するというのが、我々の課題となっておりますので、そういった意味では、看護師さんに、潜在看護師さんも含めて、どうこの世界に入ってきていただくのか、児童養護施設でも、虚弱児といえますか、そういう医療的ケアが必要な子がいますので、社会的養護の中に看護師さんをどう取り込むのかということがすごく課題になっていきますので、坂本構成員がおっしゃるようにドクターに入ってきていただくのは非常に難しいのですけれども、医療職という観点から言いますと、やはり看護師さんの取り込みといえますか、そういう意味での活用というものがちょっと期待はしたいところです。

どう受けていただくのかという、また自治体としての課題にはなるかと思うのですけれども。

○新保座長 何か御提案があったら。もしくは漠然としたイメージでも結構ですけれども、何かあったらお話しいただけませんか。

○薬師寺委員 今、虐待の問題とかで、かなり看護師さん、保健師さん、注目というか、課題として認識していただいていますので、そういったところからこういう研修もあるということで、そういった団体の方々に御紹介するとかということで、自治体が説明していくということが考えられるかなと思います。

○新保座長 もし何かあったらどうぞ。

○佐野構成員 今のお話とちょっと逆行しているのですが、里親認定に有資格者の実習免除要件があります。最近、子育て経験のない医師と看護師の夫婦の里親認定希望者がありました。その方たちは2人とも実習が免除になってしまうのですね。小児科ではなく、全然分野が違う科がご専門で。経験のないところにお医者様という資格だけをもって認定された後、そこへ子どもさんをお願いする不安もありました。

先ほどお話を聞いて、里親認定要件に気になるところがあったのでお話ししました。

なので、先ほど新保先生であるとか、薬師寺先生のお話を聞いて、ちょっとぐるっと回ってこの話になってきたなと感じました。

○新保座長 むしろそかも受けてもらったほうがいいのかという感覚ですね。受けてもらうというよりも、受けていただく機会を提供したほうがいいのかということ。

○佐野構成員 そうですね。子育て経験がないというのは、例えば保育士であるとか、教

員であるという場合も実習免除です。それでも子どもにかかわるお仕事をなさっているという点では安心感もあります。でも、どんな有資格者も、子育て経験がない場合の実習免除には不安が残ります。

○新保座長 それはこの会議の課題ではないけれども。

○佐野構成員 そうですね。済みません。

○新保座長 だけれども、とても大事なテーマであって、すごく密接な関係があるだろうということですね。検討の余地があるような気がしますね。

少なくとも受ける機会は提供すべきだし、どちらかという、背中を押して差し上げるぐらいのことはしてもいいのではないか。

○佐野構成員 子どもさんを引き受ける側も、不安があるのではないかなど。自分は有資格者だということで、実習免除されてしまい、それでもやらせて欲しいとも言えませんから。そこで、任意の研修等には、なるべく出てもらうようにはしているところです。

○新保座長 これは薬師寺構成員はいかがですか。

今のことというのはどう思われますか。

里親研修に関することですけれども。

○薬師寺構成員 里親研修。

○新保座長 お医者さんとか、免除されているということについて。

○薬師寺構成員 ああそうなのですか。

○新保座長 ああそうなのですかと。

○薬師寺構成員 余りちょっと知らなかったものなので、ああそうなのだということで、実際にそういう方々がそんなに来られないので。ああそうなのですねということ。

○新保座長 そうですね。機会を提供するという点については賛成いただけますか。

○薬師寺構成員 はい。

○新保座長 少し背中を押したほうがいだろうと。その制度を変えて「・・・ねばならない」とするかどうかは結構大変かもしれないですけれども、でもそれは考えてみる余地がありそうですね。多分、御本人たちにとっても、そこはそのほうがいいのかもかもしれませんね。

今の件、坂本構成員はいかがですか。

○坂本構成員 やはり、新生児里親は、子どもの村でも一時保護も含めて預かるのですが、保育士さんでも難しいのですね。むしろ、子育て経験が間近にある全く素人のほうがまだ赤ちゃんを育てた経験があるわけですので、これから赤ちゃんの里親さんというものを推進していく方策というのは、また別に考えなくてはいけない課題かも知れません。、取り急ぎはここをそういう視点も入れながら、充実させていくということはとても大事かも知れません。

○新保座長 ちょっと、今、おっしゃったことで、私から質問、教えていただきたいのですけれども、今のお話では、保育士と多分、資格をとったばかりの保育士のイメージなの

かわかりませんが、その保育士さんと子育ての現役というか、子育てママと比べてみると、新生児期の里親をやっていたときに、子育てママのほうが少し安心してお任せできるというようなニュアンスのことであつたかと思うのですが、それが現状だと思うのですが。

○坂本構成員 そうですね。現状そうだと思います。

○新保座長 その理由はなぜだと思いますか。

○坂本構成員 やはり、おっぱいをやったりとか、24時間中、赤ちゃんには、いろいろなことを突然起こってくるわけですから、そういうことに関しての理論としては習つてあると思うのですけれども、よく飲む子ども、飲まない子どもと様々な個性があります。

そういうものが現実余りしておられないので、例えば、子どもの村でも、保育士さんに新生児を預けるといふときには、習つたけれども、できないみたいな感じなのですよね。保育士さんの里親さんなのですけれども。

24時間子どもをみていた小児病棟、周産期病棟におられた看護婦さんが安心できます。

○新保座長 それも看護師一般ではだめで。

○坂本構成員 小児病棟の看護師さんだと思います。

やはり、新生児というのは、誰でもすればできるのですけれども、預かつて育てるといふ面では、少し垣根があるということだろうと思うのですね。もう見よう見まねでみんな育てるわけですから、そう思えばできるのですけれども、だからと言って行政のほうがそういう形で委託ということにはなりにくい。やはり、こういうような研修で、新生児、乳児もそんなに難しくないという、垣根を超えるような話を聞いておられるととてもいいのではないかという気はします。

○新保座長 そうすると、この研修に看護師の方々にも入ってきていただきたい。それもできたら小児病棟ですか、そこまで求めると結構きつくなるかもしれませんが、そういう方にも入ってきていただきたいです。

○坂本構成員 これからの社会的養護の中での里親委託というときには、今は乳児院とかでかなり専門性の高い子どもを預かっておられますが、その子たちが在宅になることをもこれから起こってくると思うので、医療関係者が今後里親として在宅のほうに入つてこられるという視点も必要かなと思います。

○新保座長 ということは、この研修を医療関係者が受けやすいような仕組みというものを考えておく。

○坂本構成員 そうですね。受けていいのですよと。

○新保座長 いいのですよということですね。

○坂本構成員 いいのですよということにしたら、関心のある医療関係者が使うことができるということはあると思います。

中身がそんなに重いものではないので、入口にしか過ぎないと思いますけれども。

○新保座長 きっかけとしてとても大事ではないかということですね。

ほかにもしあつたら何かお願いします。

○芹澤構成員 この研修を学生時代から受けてもらうことで、やはりこういう、子育てであるとか、あるいは社会的養護あるいは里親というものの知識をきちんと持ってもらう。

例えば、社会福祉とか保育士の資格を取る学校に行っている子はそれなりにきちんと習ってはくるのですけれども、それ以外の学科の学生さんも学生時代そういうちょっとボランティアしてみようかな、ではこの資格取ってみようかな、やってみたらああこんな仕事があるのだとか、こういう深みがある、こういう楽しさがあるのだなということを経験していただいて、もしかしたら、そういう人がやはりもう一回路線変更をして、福祉なり、保育士なり何か行ってみようとか、いろいろな広がりが出てくるのではないかなと思うのです。

そういう意味でも、何か学生が受けれて、体験的にとか、国も一人でも多くの方がそういう子育てについての知識をちゃんと持ってもらえる機会にして、やはり人材確保につながるという形に持っていければなと思います。

○新保座長 その場合、今回の子育て支援員は2段階になっていて、基本研修を受けていただいた上で、私たちと専門研修を受けていただくこととなりますが、それでも構わないですか。

○芹澤構成員 それでも構わない。

○新保座長 二段階構えでよろしいですね。

○芹澤構成員 はい。あとはとりあえず基本研修を受けてみて、どんなことをしたいとか、また学生さんの希望や考えによってまたいろいろ選ばれたらいいのではないかなと思います。

○新保座長 そうすると、そういう進路について考えているような状態で、その1つとして有力な候補として社会的養護がある方であるならば、幅広くお迎えしたいという思いということですね。ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

では私も1つ、これもとっぴなことなのかもしれませんが。

私自身が子育て支援員の仕組みについて、初めて聞いたときに、頭に浮かんだのが、児童養護施設で現在生活している子どもたちなのです。イメージは高校3年生ぐらいで、大学に進学したい、専門学校に進学したいといったときに、自分の施設でも構わないですし、他の施設に移動してということでも構わないのですが、この子育て支援員（社会的養護）の分野の学びをした上で、その施設の職員として短時間働きながら、大学や専門学校などへ進学できるというルートを確認できないかなということを考えました。

同じことは、里親でもあるかもしれませんが、母子生活支援施設でもあるかもしれません。

このことをあえて発言するのは、社会的養護の領域で生活する子どもたちが高校卒業後に進路を選んで学んでいくということの機会を私たちはなかなか用意できないで、今、来ているので、その1つのルートにならないかなと。なったらいいなということと、もう一

つ新たな職員を確保する。これは優秀な職員になり得る能力を持った子どもたちですから、その子どもたちを獲得するという意味でも、このルートの主要な活用方法として使えないかなと考えました。

もう一つは、この社会的養護の領域では、母子家庭の自立、ひとり親家庭の自立ということをもう一つ考えることになると思います。

そのときに、就労支援の事業というものを私たちは別途やるわけですが、就労支援とこの社会的養護分野の子育て支援員の研修等をつなげるという形で、当該領域における職員の確保ということと、それから母子家庭の母などの就労自立ということを結びつけるような方策というのを考えられないかと思います。

別にこれは新しい制度をつくる必要があるわけではなくて、この活用方法としてそういう活用方法もあり得るのではないかということを考えるわけです。

多分、そのうち、何も言わなくても活用されるのではないかなとは思いますが、私たちとして考えておいていいのではないかなと思います。

その際、先ほどの何歳からこの研修を受けられるかということがまた問題になって、これを18にするのか、二十歳にするのかといったときに、私の提案で言うと高校在学中に学ぶことができるという考え方に近くなってきますね。

以上です。

もし何かあったら。どうぞ。

○芹澤構成員 もう先生の言うように。私どもも18でできれば一番いいかなと思いますね。

○新保座長 よろしいですか。お願いします。

○小木曾構成員 そういうところまでなるほどというのがあったのですが、うちの子どもと言ったら変ですけども、大学、特に四大に行っている子たちの状況で、本当に奨学金を目いっぱい借りて、朝晩アルバイトに奔走し、なおかつ勉強しという子どもたちとこの支援のつながりというのは、今、こうなってイメージをしたのですけれども、ある意味でそれは将来的に児童養護出身者ですね。それが職員になる。うちも2名ほかの卒園して働いていますけれども、そこら辺がうまくつながるといいなというのと、ただ、必ずしも学園から出た子が福祉の道に就くとは限らないのですけれども、多くはやはりなぜかわかりませんが、保育士を目指す子どもたちが割と児童養護は多いのですね。うちも半分ぐらいがそうなのですけども、だから、その辺がうまくつながっていくのがいいなと思うのと、ちょっとまた視点が違うのですが、先ほどちょっと思いついたのですが、前回、私のほうもお話したライフストーリーワークとか性的な問題に関してということなのですが、これは里親さんにも言えると思うのですけれども、ただ、これを余り強調してしまうと、逆効果になってしまうのでどうかと思って、どうしようかなと思っているのですけれども、思春期の問題というのか、特にうちでもそうなのですけども、今、乳児院から来て、2歳児、3歳児というところまで、小学校に上がり、中学校に上がり、大体中2ぐらいから、いろいろなことを出し始めるわけですね。

ですから、問題行動というところの受けとめ方とか、これは非行というよりは、乗り越えなければいけない壁とか、それから試し行動ですね、だから本当に若い職員が多い現場の中で、そのことに疲弊をしてしまうという状況というのを、どうしたら乗り越えさせられるかなということで、本当にこれは入口の部分の研修なので、余りそういうことを強調してしまうと、そんなに大変なのだったら、もうやめますみたいなことになりかねないので、やはり発達とか、そういう思春期以降のいろいろな課題とか、そういうものもカリキュラムの中でやはりある程度お伝えをしていただきたいというか、やはり伝えていきたいし、それがどういう意味なのかということの理解を、これは内容に入ってしまうのであれなのですが、本当に幼児期のところが大事なのと、それからやはり思春期以降の二次的なそういった成長というところの課題みたいなものをぜひ入れ込んでいただきたいという思いがあります。

○新保座長 ではこのぐらいでいいでしょうか。

先にまた進みたいと思います。

また、戻りたくなるときがあるかもしれませんが、そのときはまたそのときで。

続きまして、今、お話がありましたが、専門研修の具体的な中身について、科目・内容についての検討に入りたいと思います。

事務局のほうで資料をまとめていただいているようですので、御説明をいただいてよろしいでしょうか。

○鈴木専門官 御説明いたします。

資料4をごらんください。

こちらのほうに科目・内容の素案および見直しとして、作成させていただきました。

紫色の科目の内容が先ほど資料2で見ていただきましたような皆様の御意見、科目の部分ですけれども、御意見を踏まえて、科目を組み立ててみました。

また、研修内容は、構造化する必要があるという御指摘もございましたので、大きなタイトルですね。社会的養護の理念ですとか、そういうタイトルを立てて構成してみました。

それから、この表の見方の説明ですけれども、第2回が延期になりました間に科目についての御意見もいただきました。御議論が必要なところかと思いますが、議論をスムーズに進めるために、科目についていただきました部分を黄色の部分に盛り込ませていただいております。

そして、一番最後の5ページをごらんいただきますと、先ほどの本体の資料と同様に、時間数を比較できるように、今回は右側の案というものがこちらが提示しました紫部分の案です。

それから、黄色の部分で、構成員の皆様から御提案いただきました内容を踏まえたものをA案として記載しております。

また、いろいろな御意見を踏まえて、比較検討できるように随時B案、C案というものが出てくるのかもしれませんが、現在、いただきました案をA案とさせていただきます。

では、最初から見ていただきたいと思いますので、1ページをごらんください。

まず、研修科目の考え方ですが、専門研修、社会的養護の科目は、子育て支援員としての基本的な役割や子どもへのかかわり方を理解し、子育て支援員としての自覚を持ち、子育て支援の分野での業務に従事することができるような基本研修を修了しているということを前提にして、社会的養護の補助的な支援者として従事する上で、必要な社会的養護における基本的な知識や技術を科目とするという考え方にのっとっております。

まず、1番ですが「社会的養護の理念」といたしまして「(1)社会的養護の理解」「(2)子どもの権利擁護 対象者の尊厳の遵守 職業倫理」という科目を立てております。

「(1)社会的養護の理解」としましては、講義60分といたしまして、内容としては、社会的養護とは、子ども家庭福祉、社会的養護体系について、体系というのは、施設種別がいろいろございますので、そのような説明。それから、社会的養護の課題と将来像について説明する。目的はそれぞれの内容を理解するということにまとめております、

これに対しまして、今、出ております御意見としましては、社会的養護の歴史的背景と社会問題との関連、養護原理の基礎、児童相談所と措置制度、社会的養護関係施設と里親制度、研修実施自治体の社会的養護の状況を研修内容に盛り込むという御意見をいただいております。

「(2)子どもの権利擁護対象者の尊厳の遵守 職業倫理」という講義では、60分、内容が、子どもの最善の利益、子どもの意見表明、苦情解決の仕組み、③養育者・支援者の資質、メンタルヘルスといたしまして、目的としましては、①児童の権利に関する条約に掲げられた子どもの最善の利益を意図した支援の提供のために、子どもの最善の利益について理解する。

②子どもの意見表明と苦情解決の仕組みを理解する。

③養育者・支援者の心身の健康が子どもの心身の健康が子どもの心身の健康に結びついているということを理解するといたしました。

これに対する御意見としましては、子どもの最善の利益を尊重した支援、被措置児童等虐待の防止を研修内容に盛り込むという御意見をいただいております。

1枚おめくりいただきまして、「2. 対象者の理解」といたしまして「(3)保護を必要とする子どもの理解」、それから「(4)家族との連携、地域との連携」という2つの項目を挙げました。

(3)が講義90分といたしまして、①ライフステージごとの理解、②発達支援を必要とする子どもの理解、③虐待が子どもに及ぼす影響、④保護者からの分離を体験した子どもの理解、⑤支援者からの二次被害ということを挙げております。

目的については、それぞれを理解するという形にしております。

御意見としましては「保護」を必要とする子どもの理解というところを「社会的養護」を必要とするとしたほうがよいのではないかと。

また、内容の①「ライフステージ」とありますが、これを「発達段階」のほうがよいの

ではないのでしょうか。

それから、内容的に講義だけではなく、演習も含めて理解を深めたほうがいいのではないかという御意見をいただいております。

「(4) 家族との連携、地域との連携」につきましては、講義60分といたしまして、①家族との連携の意義、②障害等の支援を必要とする保護者との連携、③地域資源との連携の意義というものを挙げております。

内容として①は子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する。

②保護者の抱える困難を理解する。

③保護者が必要とする支援を担う機関、より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関連携について理解するといたしました。

御意見としましては「家族との連携」と「地域との連携」は分けて、それぞれ60分は必要ではないでしょうかということでした。これはちょっと済みません。A案のほうにこの2つの部分を分けてと記載していないので、A案というのはこの部分が抜けておりました。失礼しました。

「家族との連携」では、特別な支援を必要とする保護者との連携、保護者への支援の実際（ペアレントトレーニングなど）、家族再統合の意義と支援の実際などを盛り込む内容が多くありますという御意見です。

「地域との連携」では、子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割、地域住民との連携などを盛り込む内容があります。

次のページをごらんください。

「3. 支援技術」といたしまして、「(5) 子どもの遊びの理解と実際」「(6) 支援技術」「(7) 記録の書き方」という科目を3つ挙げております。

こちらは支援技術ということで、演習のスタイルで3つ御提案しております。

演習、120分、「子どもの遊びの理解と実際」では、①「遊び」の意義、②年齢に応じた遊びの内容としておまして、目的は、①子どもの「遊び」の意義を理解する。

②乳幼児期から児童期までの遊びの実際を体験する。

③年齢に応じた「遊び」について理解する。

としました。

御意見としては、講義と演習にして、時間数の内容に応じて議論したい、時間数はできれば60分か90分単位で考えたいと思うとのことでした。

それから、社会的養護を必要とする子どもの遊びをどう豊かにさせるのか、を考える機会にできればという御意見をいただきました。

「(6) 援助技術」につきましては、演習、120分、①傾聴と共感、②生活における支援、③緊急時の対応ということで、目的ですが、①対人援助の基本である傾聴と共感について理解する。

②生活場面でのかかわり方について理解する。

③事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する。

「(7) 記録の書き方」、演習、90分といたしまして、①ケース記録とは、②個人情報の保護、③ケース記録の書き方としまして、目的は、①支援を客観化するなど、記録の意義を理解する。

②個人情報の保護と情報開示について理解する。

③他者に対して情報が正確に伝わる記録の書き方を実習するとしております。

ここににつきましては、(6) (7) 合わせまして御意見としていただきましたので、下にまとめておりますけれども、この社会的養護を必要とする子どものニーズに応じた「傾聴と共感」、子どもからこれまで受けていた虐待の話聞いたときにどう対応するのかなど具体的な講義が必要かと思えますということ。

それから生活における支援については、各年齢の子どもの1日の生活の流れを理解し、どのように支援するかを考える。

「基本的な記録の書き方」も含めて、60分でよいかと思えます。「記録の書き方」は客観的事実と評価情報を分けて記録すること。個人情報をどのように管理するかを知ることが重要。

「緊急時の対応」は、別途本体にもありましたけれども、別に分けて60分必要かと思えます。子どもの発達段階における事故防止のための環境整備(安心安全な生活環境)や緊急時の連絡体制は必須である。また、調理補助業務を担うかもしれないため、食物アレルギーや事故防止が重要。現場で起こり得る危機場面(子ども間の暴力や大人への暴力、無断外出、喫煙や危険な遊びなど)について、なぜ起こるのか、どうしたら防げるのか、起こったときはどうすればいいのかを考える機会が必要ということでございます。

事務局案として、ここまで7科目10時間(600分)としておりましたが、提案では、こちら先ほど抜けていたので、もう1コマふえて、9.5時間または10時間になると思えます。保護者と地域の連携について2つを分けるという御意見を反映させるのが漏れておりました。

4ページを見ていただきまして、こちらが「4. 実習」としております。

「(8) 施設等見学」を実習としまして、180分を設定しまして、①社会的養護の現場を見学、②生活の流れを理解といたしました。

目的としては、①見学実習により、社会的養護の実践を学ぶ。

②子どもの生活の場について、見学できない時間帯の生活の流れについても理解する。とあります。

こちらにつきましては、御意見として、施設見学、現場で施設等の概要や支援内容、子どもの生活の流れについて説明を受ける、という内容であれば、60分でいいかと思えます。

子どもと接する時間を持つのかどうかは、現場の先生と議論できればと思えますということです。

この実習に関しては、事務局といたしましては、先ほどさまざま御意見をいただきまし

て、いろいろな可能性を御指摘いただいたのですけれども、実習の場面で、そのようないろいろな年齢の方、あるいは専門性を持った方が実習をするということを考えたときに受け入れ先のことも考えて、可能な内容を御検討いただければと思います。

事務局案では1科目として3時間(180分)とっておりますが、見学という科目で進めるのであれば1時間で十分ではないかということでございます。

科目に関する説明は以上でございます。

○新保座長 ありがとうございます。

現時点案というのはA案になる。

○鈴木専門官 A案につきましては、④の家族との連携、地域との連携が御指摘の内容は60分ではなく、60分を2コマでした。記載を間違えてしまいました。

ですので、ここは60分ずつ2コマです。

○新保座長 そこを修正したものが。そして5番目の子どもの遊びと理解と実際というのは、これは60分か90分か、はっきり今のところ案は。

○鈴木専門官 御意見では、どちらかということ。

○新保座長 分かれているということですね。

○鈴木専門官 はい。

○新保座長 これらを全部合わせると1時間半ふえるので、9時間半から10時間ぐらいというのがこのA案というのが現在の案と考えてよろしいですか。

○鈴木専門官 御意見をいただいた時点でのA案なので、皆様からいただく案が今後出ることを想定したB案、C案、D案とした上で、今、わかっている範囲で御説明を効率的にするために先に記載させていただいたのですけれども。

○新保座長 整理いただいて。左側の案というのは。

○鈴木専門官 案というのが事務局案でございます。

○新保座長 現在の事務局案ということですね。

事務局案としては13時間で行きたいけれども、皆さんからお寄せいただいた案をある程度整理していただくとA案のような形で少し短めになるということになりますね。

この主たる要因というのは、施設等見学をどの程度見込むのか、どの程度必要なのかということと、遊びの理解と実際のところを120分にするのか、60分または90分にするのかということのところあたり、そして記録の書き方のところをどうするのかなど、幾つか論点はあるかもしれません。

○鈴木専門官 それと地域の連携を2つに分けてそれぞれをするかどうかということ。

○新保座長 そうですね。地域の連携のところも、地域と家族とを分けて60分ずつやったらいいのではないかという議論があります。

13時間ぐらいから最も短くて9時間半ぐらい。今のところの案ですとそのぐらいになります。

いかがでしょうか。これもざっくばらんにお考えのことをお気づきのこととお話しいた

だきながら、議論が深まればありがたいなと思います。

もしすぐに出てこないようでしたら、小木曾構成員が、現在、行っている学生たちを対象にするものはどんなものやっていますか。多分、それは必要に応じて発生してきた内容ではないかなと思うので、お話しください。

○小木曾構成員 まだ手探りで、始めたばかりなのですが、1回目はオリエンテーションを兼ねてということで、今の児童養護施設とか、そういう現場で働いている3年目、5年目ぐらいの職員さんに20分ずつぐらいシンポジウムみたいな感じで話をさせていただいて、それを受けて、グループで疑問に思うことを挙げてということで、学生さんにグループ分けです。そのとき19名ぐらい学生が来てくれたのですが、今度は来月は紹介ビデオがあるのですが、その児童養護はこうだというのが、何かドキュメンタリーみたいで割といいものがあるので、それを今度は見てもらって、いろいろ感想をまたグループで話し合おうと、質問してくださいという感じなのです。

3回目は、12月は大体行事がクリスマス会とか行事が多いので、そういう地域の近くの施設に行ってもらって、そういうところに参加してもらおうというような形ですね。3カ月が1クールなので、来年、また3カ月、まだ内容は詰めていないのですが、それをしてもらって、今度はいよいよ2年生は、例えば来年3年になるので、実習とか、児童養護に必ずしも行けるかどうかはわからないのですが、それから、短大のほうもそうです。保育実習があるので、そこにできるだけ児童養護とか母子とか、乳児院とかに行くに当たって、やはり問題意識を持っているようなとか、基本的なものはかなり知識としてというよりは、現場の現状を知った上で入って行ってもらうというような形の半年のサイクルで、また戻ってきたときに、振り返りをまた名前が子どもみらい塾というのですが、一応子どもみらい塾で、みんなで感想を含めて、大変だったとか、こういうところがちょっととか、1つの施設しか行ってないので、いろいろな施設の状況を比べてもらって考えてもらおうかなみたいな、そんな取り組みを、今、ちょっと始めているところです。

○新保座長 ありがとうございます。

今のお話を伺っていると、まず、1回目に3年から5年の職員のシンポジウムという形、これは多分、経験を語っていただくということですね。

○小木曾構成員 なぜここで就職を決めたかというのが。

○新保座長 なぜここで働くように決めたかということについての動機を話していただくということですね。

そして、その後に、グループワークをするというような話、話し合いの時間を持つということをやっていますね。

これは、基本研修のときも、最後に振り返りの時間を持つということは有効だということが各委員からも提出されたのですが、今の小木曾構成員のお話をお聞かせいただくと、これももしかしたら有効な方法なのかもしれない。この領域においても有効なのかもしれ

ないという感じを持ちました。

それから、その後、紹介ビデオという形で、映像によって情報を受けるということですね。これも基本研修の中にどういう形で映像資料を載せるのかということも話題になるのかもしれませんが、社会的養護については、なかなかすぐには見えにくいところがあるから、映像化されたものを見ていただくことというのは有効ではないかという、多分、御経験から得られた知識ではないかなと思います。

それから、その後もまた話し合いの時間を持つ、そしてその後に、行事に参加していただく。多分、これは地域との連携についてのこと。そして、社会的養護の役割みたいなことを地域との関係の中で考えていただくという意味でも有効ではないかということから、これらをプログラムに組み込まれたのかなと思いました。そのように感じました。

ありがとうございます。

もしよかったら、どうぞ。

○芹澤構成員 済みません。少しちょっと具体的内容のところに入ってしまうかもしれませんが、1回目の議事録をちょっと見せていただいたら、湯澤構成員のほうからDVのことをきちんと入れるべきではないかという御意見を出していただいたようで、本当にありがたいことだと思います。

具体的には、2ページの保護を要する子どもの理解の中で「虐待が子どもに及ぼす影響」というものがあります。ここにはやはりぜひ「虐待やDV」というような形で、きちんと位置づけをしていただけるとありがたいなと。目的のほうも同様です。内容、目的のところのDVということをきちんと入れていただくということをぜひここではお願いできたらなと思っております。

場合によったら、4番の家族の連携の中で、保護者の抱える困難を理解するというのが目的ところにきちんと。この文章で私はいいかなと思うのですが、これを具体的に各市町村で研修をされるときに、どう理解されるのかなというところでは、ぜひそこに「DV」ということもきちんと位置づけを入れていただけるような形でのものにしていただけたらありがたいなと思いました。

それともう一点なのですが、これはちょっと私もどうなのかなと。7番目の「記録の書き方」のところなのですが、内容のところはケース記録とケース記録の書き方という、全てが「ケース記録」という形にちょっとなっていて、これは施設、業種や職種あるいは施設によっても違うと思うのですが、ケース記録だけで、日誌とか、そういうものもみんな含むという意味合いでとっていいのだろうかと思うのですが、記録とはとか、記録の書き方という形でいいのではないかなと。ケースということに特化してしますと、ケース記録のとり方という形になってしまうので、ここの表現はもし可能であれば、全ての日誌類を含むというような形のものにしていただけたらどうかと思いました。

○新保座長 ありがとうございます。

大きくは2点で、1つは、2ページ目の「2. 対象者の理解」の(3)保護を必要とす

る子どもの理解のところの内容と目的のところに、それぞれ③、②ですが、内容の③「虐待が」と書いてありますが「虐待やDVが」と修正していただきたいということ。

そして同じように目的のところの②も「虐待やDV」が子どもに及ぼす影響について理解するということ、ここを修正いただきたいということで、これはほかの委員の皆様方、よろしいですね。その方向で直していただければと思います。

もう一点、私、どの場所かよくわからなかったのですが、もう一度御説明。

○芹澤構成員 3ページの。

○新保座長 記録のところではなくて。

○芹澤構成員 (4)の家族との連携の目的のところに「保護者の抱える困難を理解する」ということをきっちり入れていただいている。これは非常にありがたいことだなと、いい内容を入れていただいているなど思ったのですが、このプログラムを各実施機関がつくられるときには、ここにDVを受けた女性への支援とかというところを、ちゃんと女性の状況というものを母親が抱える課題として、きっちり理解していただけるようなカリキュラムをちょっと入れていただけたらなと思ったということです。

○新保座長 そうすると、②のところ、例えば、DVなどの保護者の抱える困難を理解する。

○芹澤構成員 もしそうしていただけたら一番ありがたいです。

○新保座長 そうですか。

ほかに例示すべきことはありますか。家族との連携の講義内容の中で、保護者の抱える困難を理解するといったときに、DV、ああそうしたら貧困とかも入るのかな。

○芹澤構成員 そうですね。いろいろな虐待というものも実際に虐待するとお母さんなり親というものもあるでしょうし、どういう書き方がいいのかと何か括弧書きで何か例を入れていただくのがいいのか、幾つかの方法があるか。DVに特化してしまうと、とりあえず問題かなと思ったので、DVで入れるのではなしに、でもという形で、でも具体的には入れていただけたらなと。

○新保座長 括弧書きで、では「DV、虐待、貧困」と入れますか。

そうすると、上もそうなのかな。「虐待、DV、貧困」と入れるのかな。

○鈴木専門官 事務局から申し上げます。

ここに入れるのがよいのか、ガイドラインを示すという予定でもありますので、そちらで詳しく書くという方法もございますので、両方あわせて御議論いただければと思います。

○新保座長 ありがとうございます。

もう一つは、3ページの「(7)記録の書き方」で「ケース記録とは」とか「ケース記録の書き方」というものがあるけれども、「ケース」を削除して記録でいいのではないかということですね。記録の意味について、まず、理解していただいて、個人情報保護ということ、それから記録の書き方、多分ハウツーに近いようなところからスタートするのだと思いますが、そういう形でケースということをあえて書かないで、記録一般のイメージで理解していただいたほうがいいのかという御指摘です。

これはいかがですか。よろしいですか。

その方向で。

どうぞ。いいですか。

ではそのように。これが私たちの案です。

では、ほかに何かありますか。

お願いします。

○坂本構成員 済みません、まず、子ども権利擁護のところですけども、やはり国連の子どもの権利に関する条約とそれから詳しく説明することはないと思うんですけども、やはり社会的養護の特徴としては、国連の子どもの代替養育に関するガイドラインがありますので、そういうものを一応紹介するというのも中身を詳しく言う必要はないと思います。時間もありますので、この2つがやはり国際スタンダードとしてあるということは、ぜひ知っておいてもらったほうがいいのではないかと。

○新保座長 今の2つは、権利条約。

○坂本構成員 のところです。2番。

○新保座長 のところとガイドラインの2つということですね。

○坂本構成員 2つということですね。

それと、次の子どもへの理解という3番、対象者への理解のところですけども、ここに愛着の問題というのが虐待が子どもに及ぼす影響の中に入っているのかもしれませんが、やはり愛着の問題を抜き出して言葉としても入れたほうがいいのではないかと、社会的養護の子どもの特徴ではないかと。

○新保座長 そう思うので、どこにどういう言葉を入れたらいいか、お話しいただけますか。

○坂本構成委員 保護を必要とするという、虐待が子どもに及ぼす影響について理解するという後に、愛着障害について理解するとか、はどうでしょうか。

○新保座長 そうすると、③として愛着障害について理解すると入れていただいて、③④を1個ずつ番号をずらしていただくと。

○坂本構成員 そうですね。

○新保座長 今のは愛着についてでしたか。

○坂本構成員 愛着障害でもいいのではないのでしょうか。社会的養護ですから。

○新保座長 愛着障害についてのほうがいいですか。愛着障害について理解する。

○坂本構成員 はい。

○新保座長 確かに大事なことですね。

○坂本構成員 それから、遊びの理解なのですけども、遊びのことに关しまして、やはり社会的養護の子どもたちについての遊びの意義というものはあると思うのですね。

そして、その遊びの中でも、注意しなければいけないこととか、また配慮したらもっといいなと思うようなこととかがありますので、養護施設の方とか、乳児院の方とかが、講

師の候補として、重要な役割を果たされると思いますので、やはり、社会的養護の子どもにとっての遊びの意義を理解するということを入れていただいたほうがいいのではないかと。

○新保座長 多分、原案を仮に自分がつくったとするならば、社会的養護に関する研修だから、もう既に入っているという認識かもしれないけれども、だけれども、ここにあえて。

○坂本構成員 あえて入れたほうがいいのではないかと。

○新保座長 ①子どもの前に「社会的養護にかかわる子どもの遊びの意義を理解」。

では、①のところに「社会的養護にかかわる子どもの」もしくは「社会的養護で対応する」何というか、それは言葉を精査していただきたいのですが「社会的養護であるということの子ども」と、子ども一般ではないということですね。

○坂本構成員 ええ、子ども一般の遊びとは少し違います。子どもの村でも、遊びプログラムというものを、やはり普通の子どもたちへの配慮プラス性的な問題とか、いろいろなこともありますので、大人が遊んでくださるときの配慮が必要だと思うので。

○新保座長 例えば、その要点を3つぐらい挙げていただくとすると、どんなものが特徴として挙げられますか。

○坂本構成員 やはり楽しいということは一番、身体感覚、体を使うということとか、やはり、自発的に参加でき、そして自分の意思で拒否ができるとか、それから誰かとつながった感覚を持てるような遊びとかその状況が自分でコントロールできるような難易度も考えるとか。実は社会的養護の中での遊びというものをもっと評価してまとめなければいけないと思っているぐらいなのです。十分にはまとまってないのですけれども。こういうことに関しては、施設の方々が、たくさんの経験をしておられると思いますので、そういう方が一般のサロンとか、地域での子育ての部分の基礎研修とはちょっと違うものとしての配慮しなければいけないことなどを組み込んだ遊びについてのお話をしてくださるということは大事ななと思います。

○新保座長 3の(5)の目的の①のところの「社会的養護の」もしくは「社会的養護にかかわる」。

○坂本構成員 かかわる子どもの遊びの意義ですね。

○新保座長 それに特化した上で理解するとしていただきたいということですね。

○坂本構成員 それと、技術援助のところですが「傾聴と共感」と書いてありますが、以前、私がペアレンティングの基礎みたいな褒め方、叱り方みたいなものを入れたほうがいいと申し上げたのは、実家族への支援という項目に入っているのですが、そうではなくて、この支援員さんが褒め方、しつけ方みたいな、ペアレントトレーニングの基本みたいなものを、少し頭に入れておかれるということが大事ではないかということをお願いしたので、傾聴と共感といのは、大きい子の場合ですけれども、小学生ぐらいまでの年齢の子であったら、子どもたちと対応するときに、何か注意をしたりとか、いろいろ褒めたりとか、そういうようなときのやり方というのは、やはりペアレンティングの手法が重要かなと思う

のです。

ですから、そちらに書いたほうがいいのではないかと思います。

家族へのということではないのです。

○新保座長 子どもに対するということですね。

○坂本構成員 そうですね。子どもに対して、支援員さんが対応するときのやり方として、親のかわりをするわけですから。

○新保座長 それは、一番最初なのかな。

○坂本構成員 ええ。

○新保座長 傾聴と共感よりも前。

○坂本構成員 そうですね。

○新保座長 小さな子どもたちを例にすると。

○坂本構成員 生活における支援の中でも後でもいいかもわかりません。

○新保座長 ③としてペアレンティングを入れておく。

○坂本構成員 ええ。

○新保座長 では、とりあえず③としてペアレンティングを。

○坂本構成員 ペアレンティングと言うと何か難しいことだと思われたりするので、褒め方、叱り方みたいな言い方でも具体的にはいいのかもわかりませんが、ちょっと上手に。

○新保座長 ペアレンティングを日本語にすると。

○坂本構成員 どうしても、ペアレンティングの中でやはり生かされるものとしては、やはり褒め方だと思うのですよね。

○新保座長 身体的接触みたいなものは。褒め方、言葉で。

○坂本構成員 言葉がやはり大きいと思いますね。経験としても、やはりああしなさい、こうしなさいみたいな形が多くなったりして、それをしてもらえない、ああしてもらえない、こうしてもらえないみたいなものは多くなって。

○新保座長 命令口調にするのではなくて、サポータティブにするということですね。

○坂本構成員 そうですね。言葉のかけ方みたいなもので、傾聴と共感の次でもいいのですけれども、何かそういう。

○佐野構成員 コモンセンスのような。

○坂本構成員 コモンセンスペアレンティングみたいな。

○新保座長 ぜひ記録に残していただいて。

○佐野構成員 コモンセンスペアレンティングはボリュームが大きすぎるので、ポイントに絞って勉強するのはどうでしょう。例えば、「ちゃんとしなさい」というのではなくて、「靴はそろえて脱ごうね」という技法を学びます。

○坂本構成員 具体的に言うとか、褒めるから始まるとか、基本的なところは傾聴と共感ともまたちょっと違うと思うので、コモンセンスペアレンティングを理解しながらお話くださるととてもいいということ。

○新保座長 とりあえず、コモンセンスペアレンティングということを書いておきましょうか。とりあえず私たちも忘れないように。

○坂本構成員 ええ。

○新保座長 そう書かせてください。

その上で、中身を精査する中で、何と表現がいいのかを考えましょう。

○坂本構成員 どういう表現がいいのかですね。

○新保座長 また考えたいと思います。

お願いします。

○芹澤構成員 今、すごくいいところを言っていただいて、ちょうど私も、傾聴と共感というものがあるのですが、これは傾聴と共感だけではやはりうまくいかなくて、そこにコミュニケーションという言葉をやはりきっちり入れていかないと何かこちらから伝えるものをアイメッセージとか、いろいろな手法があると思うのですけれども、そういうものがやはり大事だと思いますので。

○新保座長 コミュニケーションについて、何かコミュニケーションという言葉があって、具体的に言うと・・・。

○芹澤構成員 傾聴や共感などのコミュニケーションについてでも何でもいいですし、そういうもうちょっと広い意味でのコミュニケーションの中の1つが傾聴とか、共感ということだと思うのですが、でも傾聴、共感では受け身だけなので、次は伝えるという技術をきっちりと習得していくということが大切かなと思うのですが。

○新保座長 とりあえずコミュニケーションでいいですか。

○芹澤構成員 はい。

○新保座長 では、先ほどのものとコミュニケーションを1つつけ加えておいていただいて、全部で5つになりましたけれども、今のところ、それを記入してください。

右側の目的を何と書くのかは、ちょっとまた全体の整理の中で。

どうぞ。

○坂本構成員 それと記録の書き方のところで、先ほどおっしゃったケースを抜きましようというのは賛成なのです。やはり、里親さんが自分の子どもをケースと言うのはなじまないですね。社会的養護の中での言葉として、果たしてケースという言い方がいいのだろうかと思うことがあります。

ですから、ケース検討という言葉は使わず、高齢者と同じようにケアスタディーみたいな形で言っているぐらいで、ですから、ここは子どもの記録とか、記録のほうがよくて、ケースという言葉を使いたくないというのがあります。同意です。

○新保座長 そこは同意ということですか。

○坂本構成員 同意です。

○新保座長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

お願いします。

○佐野構成員 私は実習のところでは。

座学というか、お勉強的なところに比べて、この実習がすごくボリュームが余りにも少ないのではないかと感じています。

社会的養護というと、イメージとしては、やはり児童養護施設の子どもではないかと思うのですが、ここをさらに見学であれば60分でいいという御意見が出ています。

確かに、施設の概要説明であれば、60分でもいいかもしれませんが、施設の受け入れの事情もあると思うのですが、実際に養護施設で生活している子どもを目の当たりにすることで、社会的養護というものを実感する機会になるのではないかと思います。

親と一緒に家庭で暮らすことのできない子どもというものを実施に目にする、かかわる、手をつなぐというところが大きいのではないかと考えています。

里親の基礎研修として、3時間の施設実習がまずあります。

まずは3時間、見学をして、それから1日の流れや施設で生活する子どもの事情や様子を聞きます。その次の実習で職員さんのご苦労や子どもたちの実情をこの6時間の実習で実感することになります。もう少し、実習のボリュームをふやせないかなと思います。

○新保座長 どのくらいふやすイメージですか。

○佐野構成員 そうですね。子育て経験のない希望者には、やはり子どもと接するということが大事ではないかなと思います。

そして、逆に、施設の概要、施設の生活ということについては、やはり映像研修でもできるのではないかと思います。

時間については、どうなのでしょう。受け入れ側の事情もあると思いますので、そこは要相談ですが、でも、何かの機会ではやはり実際に中の生活に入り込む、ごはんを一緒に食べるであるとか、寝かしつけの場面であるとか、それから遊び、宿題を見てあげる、実際にこの補助職員として働くときに経験するようなことをイメージするためにも、実習という時間を有効に活用したらどうだろうかと思っています。

○新保座長 多分、またきつともう一度同じことを聞くとはいいますが、何時間とか、何分とかというのをイメージできるといいかなと思うので、今、回答いただかなくても結構ですから、考えていただいておりますか。

○佐野構成員 施設の事情を考えずにでもいいのでしょうか。

○新保座長 施設の事情も考えていただいて、そして制度として運用する、つまり、これがミニマムとして、まずやらなければいけないものとして考えていただいて、そして必要な範囲、すごく矛盾するようなことを私は言っているのです。

大事なことであることがわかった上で、ある程度理解した上で、それでもやはりどのぐらいの時間の中でやらなければいけないということを聞かなければいけない。

○佐野構成員 里親さんの基礎研修を免除するということにこのシステムをつなげていくと考えると、やはり実習6時間ぐらいあったらどうかと思います。

○新保座長 6時間、では360分ということですね。

わかりました。実習6時間。

どうぞ。お願いします。

○芹澤構成員 今、理想でという形で言っていたので、施設によって若干違いがあると思うのですが、まず、施設側の受け入れが本当にどれだけいけるのかと。現在、社会福祉士とか保育士とか、あるいは介護等体験で、かなりたくさんの実習生が来られている状況です。それが逆に言うと、施設が懸念するのは、子どもに対する影響というものもかなりありまして、入れかわり、立ちかわり、いろいろな人が生活に入ってくるということ自身が、やはり逆に言うと二次被害につながるような場面もありまして、私の意見としましては、可能であれば、一部演習というような形で置きかえられないかなと。さまざまな子どもの対応の難しい場面みたいなものを、演習形式でこういうことがあったときには、こういう対応をしましょうとか、こういう対応方法がありますよということをきっちりスキルとして身につけていただけるような演習で一部置きかえられると、施設としてはありがたいかなと思います。

先生、いかがですか。

○小木曾構成員 先生おっしゃるとおりで、施設によって全然違うと思います。

うちも、今、里親の認定の実習を去年から受け付けて、でも里親さんは意識がかなり高いといえますか、やはりそれなりに子育ての経験もないし、年齢的に御夫婦としてはある意味きちんとされていてということなので、安心しているという部分と、逆に言うと、そういう方ほど子どもと接してほしいということで、土日、日帰りなのですけれども、2日間、みっちりかかわっていただいてというようなことで、子どものことと先ほどおっしゃった職員のいろいろな動きを見て、本当に大変な職場なのですねということ踏まえて見ていただくのと、やはり年齢の違う子どもたちとのかかわりの難しさというものも含めて、やっていただいたほうがいいのか私は思いますけれども、逆に、今、お話があった入りかわり立ちかわりいろいろな大人が入ってくるということに関しては、やはり家庭的という状況なのに、何でそんないろいろな大人が来るのだというところで、非常に矛盾しているのですけれども、そこのところはもう少し内容ということも含めて詰めていかなければいけないのかなと思います。

それから、ちょっと、また視点が申しわけないのですけれども、私の先ほど見ていたのですけれども、やはりこの中にどこに入れたらいいのかと思うのですが、やはり自立支援というものがきちんと明確に織り込まれていないといけないのかなと思って、例えば、理念のところから急に具体的な各論に入っているような気がして、やはりアセスメントというものをきちんとやっていく、家族との関係性もそうなのですけれども、やはり帰せないという状況の中で、何とかそれを統合といいますか、再統合プログラムというものを考えると、やはり自立支援計画、児童相談所からそういったものを受けて、その作成と意義というようなものそこはきちんと押さえておかないといけないのかなと思いました。

ですから、ここは一番の社会的な理解のところに入るのか、その下にちょっと入りづらいので、もし5番目ぐらいとして、社会的養護と自立支援で具体的には自立支援計画の策定の意義というものが織り込まれると、具体的にどういった形で支援しているのかというのが児童相談所の関係の中とか、それから、また見直しというようなところでやられているというのは、ぜひ理解していただいた上で来ていただきたいという感じです。

○新保座長 新しい科目を起こすという感じで、社会的養護と自立支援というような内容のものを5番の下のところに入れたらどうかという御提案であるかと思います。

残り15分を切りました。

もう一つ、今回、やらなければいけないテーマとして、ガイドラインについて、この科目が決まらなるとガイドラインはうまく書けないかと思いますが、ガイドラインについて次回検討したいという御提案をいただいているので、そのガイドラインについてのお考えもお示しいただきたいと思います。

ただ、1週間後ですので、きょう議論できなかつたこと、そして多分、議論が出尽くせないことがあって、皆さんの意見をお伺いしていると、本当に大事なことをそれぞれのお立場からお話しいただいているので、とても貴重な機会かなと思います。

来週、メール、それぞれいただいていると思いますが、次回は11月4日の午後4時に開催させていただくということで決まっているようです。急なことだったので、また来週もおいでいただくということで、本当に大変かなと思いますが、ぜひ御出席のほどをよろしくお願いいたします。

ここでも、また、多分、きょうのペースですと、科目の内容について、もう一度議論しなければいけないだろうと思います。

そして、科目の内容とそしてガイドラインについても、並行して進めることになるだろうと思いますので、科目の内容とガイドラインとの関係についても、何か御意見があればと思いますが、まだないかな。科目についてまだ細かく決まらなると先に進めないかもしれませんね。

ごめんなさい。もしガイドラインについて、何か御意見がおありでしたら、まずお示しいただいていいですか。

よろしいですか。

○坂本構成員 ちょっと戻っていいですか。

○新保座長 どうぞ。では戻りましょう。

○坂本構成員 先ほどの実習の時間なのですけれども、今、おっしゃったような内容をとる長さというのは、この研修の中では、少し重いのではないかという気がします。

私は、もし子どもの村でこの分野の研修の方が来るとすれば、子どもに会っていただいて、いろいろするという事は、ちょっと難しいなと思います。

いろいろ説明したり、映像を見ていただいたりとか、そういうことは今もしているのですけれども、日常生活の中でのかなりの人数が一緒に来るということですので、そ

こまではちょっとどうだろう。厚労省でつくってくださった1時間90分くらいが適当、それをどう工夫してできるのかということだと思います。映像とかいろいろなものを使うことはありだと思います。

○新保座長 今回の御意見というのは、直接子どもに会うという実習ではなくて、映像によって間接的にそれを理解していただくという水準に止めておかないと、子どもたちに対する影響というものを考えなければいけない。これはそれぞれお話しいただいたこと。

それから、入口の研修なので、余り先走ることではないのではないかと。やってほしいなという思いはあるけれども、入り口だからこそ、短い時間で直接ではなくて、間接的な映像資料でできないだろうかという御提案なのだろうと思います。

○坂本構成員 次に進めるようなものですね。

○新保座長 そうですね。これは実は基本研修のところでも、どこまでやるのかという議論があって、だんだん入り口なのだから、ここに焦点化しませんかという議論になっていったことがあります。同じようなことがあるかもしれません。

ですから、360分という案と今のはとりあえず1時間の映像とお受けしておきますが、そのもの、その間で私たちはもう一度考える必要があるのかもしれない。

ほかに何かありますか。

どうぞ、お願いします。

○薬師寺構成員 この科目内容のところと、ガイドラインとの関係で言いますと、さまざまに今日貴重な御意見をいただきましたし、私も出させていただいている部分があるのですけれども、具体的な内容をガイドラインに盛り込んでいって、実際には内容と目的に書かれたところは基本的な項目だしになっておりますので、その具体的な中身につきましては、ガイドラインに落とし込むという流れになるのかなと思いますので、こういう例えば社会的養護とはとか、理念とか、援助技術のところでも、こういう中身を入れることというについては、ガイドラインでしっかりと具体的に書き込んで、研修を実施する自治体がそれを漏れないようにするという仕組みと申しますか、しつらえになるのかなと思います。

○新保座長 そうですね。ということは、きょうは科目の内容については、大まかなことについて話をしましたが、来週はどうやらガイドラインの中身について検討しながら、科目についても考えるというガイドラインの中身について焦点化した上で、科目についても一回戻ると。ガイドラインのつまり事業の中身について考えながら科目名に戻るという作業になるかなと思います。

残りあと10分ほどですが、追加して何か御意見があればお出しただければと思います。

どうぞ。

○芹澤構成員 よろしいですか。

○新保座長 どうぞ。

○芹澤構成員 済みません。1回目にちょっと来れなかったもので、また戻るみたいな形

であれかもしれないのですが、活用のところで、特に母子家庭のうち、母子生活支援施設、母子家庭のうちで、母子生活支援施設に入れるのは0.3%以下、実際には、DV等の入所の方が多いので、母子家庭とかひとり親家庭を考えたら、本当に0.2とか0.1%という状況で、やはりこれから地域のやはり子育て支援というか、どうするのかと、全母協のほうでも検討していきまして、やはり切れ目のないような支援体制をつくっていくとか、緩やかなニーズに応じた支援の提供をつくっていくという中で、施設がこれからアウトリーチにどう取り組んでいくのかと。

実際に、最近ではいろいろな形でプラットホームづくりというような形で言われております。

そういうアフターケアあるいは地域の子育て支援というような施設中と外との間のところで、これから施設もいろいろなやはり社会的養護の施設も活動を始めなければいけないという状況だと思います。

そういうところでの子育て支援員の活用というのを私としては検討できないかなと思っております。

○新保座長 母子生活支援施設関連では、具体的に言うとなんというイメージをお持ちですか。

○芹澤構成員 実際に、今、されている幾つかあるのですけれども、例えば、俗にいう居場所づくりみたいな形ですよね。これは退所した人もそうですし、あるいは地域の子どもたちも一緒にやっているところもあるのですけれども、中高生などが居場所、集まっておられる場所、そういうところに職員も行くのですが、職員だけでは手が足りないので、ボランティアさんにたくさん入ってもらっているというのがあります。あるいは地域の学習支援などでもそうですよね。子どもたち、中高生の子の貧困家庭とか、あるいは生保家庭であったりとか、ひとり親家庭の学習支援というのは非常に重要です。

そういうものに取り組む中で、やはり職員だけだと、施設の中で本当に職員が大変な状況で、なかなかそこに職員の手が十分かけられないというのが現状ですので、そういうようなところに、こういう子育て支援員からの活用というものを考えていかなければいけないかなと思っております。

○新保座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見あればお願いします。

○薬師寺構成員 次回は、恐らくこの内容だけで目いっぱいなので、その次になるかもしれないのですけれども、一番最初に申し上げました資料1の子育て支援員専門研修を受けた方が、社会的養護への入口ということで、今日かなりたくさんこの活用があるというのがたくさん出ていますので、実際にどう就職というか、就労といいますか、施設法人さんとか、里親家庭とか、ファミリーホームとか、あと、今、芹澤構成員がおっしゃったような地域の子育て支援のある意味ボランティアさん、補助的職員、多分、ボランティアさんというのは、余りこの制度の想定にはないとは思いますが、そういった

ときの具体的な道筋がまだやはり自治体としては見えていないのです。

施設が補助的職員を雇われるときには、やはり、地域のよく知った方とか、元ベテラン職員さんとか、いろいろな形で雇用をされていると思うのですけれども、新たに全く知らない方がこの研修を受講されて、どう施設に結びつけるのか、里親家庭の補助的職員になるのかというところが自治体がいくら養成しても、実際にその現場にどう結びつけるのかというところ辺が見えないので、非常に苦慮しております、できましたら、その養育の現場でどう雇用に結びつけるのかの御意見をいただきたい。私のほうも大阪府の施設現場とか里親家庭、ファミリーホームを含めて意見を聴取させていただきたいと思うのですけれども、そこがちょっと見えないと、養成してもなかなか就労に結びつかず、受講された方の受けただけになるというところが一番危惧しております。

○新保座長 では、ガイドラインについて、次回、議論するのは当然ですが、それを議論するときに、もう就労ということ、出口のことについて、イメージしながら、科目のことや生かし方、この制度の生かし方についても考えましょうという御提案だと思います。

とても大事なことだと思いますので、議題に加えていただいてよろしいでしょうか。

ガイドラインについてのことと、就労先についてのこと。これは組み合わせで考えながら、議論したい。それから、それは、多分、就労先とは言わないのかもしれないけれども、里親というのは当然あるわけですよ。そういう出口についてのことも考えていきたい。その中でガイドラインの中身を精査していきたいと思います。

今回は11月4日の午後4時ということで考えておいていただければと思います。

事務局のほうにお戻します。

○鈴木専門官 ありがとうございます。

本当に活発な御議論をいただきまして、大変ありがたく思います。

またこの意見をまとめて、漏れたりしたら、御指摘いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

今回は11月4日火曜日の午後4時から開催を予定しております、この経済産業省の別館の建物ですけれども、11階の1107号室の会議室で開催をいたします。

よろしくお願いします。

そして、御意見をいただける場合は、御意見用紙もつけさせていただいたのですけれども、そこに記載していただけると、わかりやすいのでお願いします。限定するわけではございませんので、ほかの資料を添付していただくとか、書き方は自由なのですけれども、もし特に用紙が決まっていないということであれば、表を活用していただければと思います。ちょっと資料を精査する関係もありますので、29日をめどにいただけたらと思います。

もし間に合わなければちょっと次回の検討会の中で御発言いただければと思いますので、ちょっと御無理を申し上げますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○新保座長 では、これで終わりにしたいと思います。

活発な御議論、ありがとうございました。